

日本中毒学会東日本地方会会則

第1章 名 称

第1条 本会を日本中毒学会東日本地方会とする。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、東日本における医学、薬学、農学、獣医学そのほか中毒に関する諸分野の英知を集め、中毒学の向上に寄与し、災害、中毒を予防することにより社会に貢献することを目的とする。

第3条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 学術集会の開催
- 2 内外の諸団体との協力活動
- 3 本会の目的を達成するために必要なその他の事業

第4条 本会の事務局は、「東京都新宿区（責任者 杉田学）」におく。

第3章 会 員

第5条 会員は、本会の目的に賛同し、この方面の診療・研究もしくは事業に従事しているもので、下記のいずれかに該当するものとする。

- 1 個人会員 本会の目的に賛同し、第13条に定める個人会費を納めた個人。
- 2 賛助会員 本会の目的に賛同し、第13条に定める賛助会費を納めた個人、法人または団体。
- 3 名誉会員 本会の発展に寄与した 65 歳以上の個人。なお、幹事会が決定し総会で報告する。

第4章 役 員

第6条 本会には次の役員をおく。

- 1 会長 1名
- 2 幹事 若干名
- 3 監事 2名以内

第7条 本会の役員の任期は、次のとおりとする。

- 1 会長の任期は、前年度学術集会終了の翌日から、当該年度学術集会終了の日までとする。
- 2 幹事の任期は、就任後3年度を経過するところで開催される学術集会終了の日までとする。ただし、再任はさまたげない。
- 3 他の幹事の任期の途中で新たに幹事が追加された場合、追加された幹事の任期の終了日は、他の幹事と同一の日とする。再任はさまたげない。
- 4 監事の任期は、就任後3年度を経過するところで開催される学術集会終了の日までとする。ただし、再任はさまたげない。
- 5 本会の役員は選任時に 65 歳未満とする。

第8条 役員の決定は以下のとおりとする。

- 1 会長は、幹事会が推薦し、総会で承認を得る。
- 2 幹事は、会員の中から推薦し、幹事会で決定する。
- 3 監事は、会員の中から推薦し、幹事会で決定する。

第5章 会 議

第9条 総会は、次の各項に従って開催する。

- 1 総会は、個人会員をもって構成する。
- 2 会長は、学術集会の期間中に総会を開催する。
- 3 総会の議長は、会長とする。

第10条 幹事会は、次の各項に従って開催する。

- 1 幹事会は、幹事をもって構成する。
- 2 会長は、学術集会の期間に幹事会を開催し、その議長となる。
- 3 会長は、重要かつ緊急を要する事項に関して臨時に幹事会を召集することが出来る。
- 4 幹事会の成立は幹事の1／2以上の出席による。

(委任状の提出は出席とみなす)

第11条 本会には、その目的を達成するために、委員会を設置することが出来る。

委員会の設置及び解散は、幹事会の決議による。

第6章 会 計

第12条 本会の会計年度は、毎年12月1日に始まり11月30日に終わる。

第7章 会 費

第13条 本会の年会費は次のとおりとする。

- 1 個人会員 3,000円
- 2 賛助会員 10,000円

第8章 補 則

第14条 本会の会則は、幹事会の議決を経て改正し、総会により決定する。

第15条 本会の設立年月日は、平成10年1月31日とする。

付 則

この会則は、平成10年1月31日から施行する。

この改正は、平成11年1月31日から施行する。

この改正は、平成13年1月20日から施行する。

この改正は、平成19年1月27日から施行する。

この改正は、平成22年1月9日から施行する。

この改正は、平成23年1月7日から施行する。

この改正は、平成24年1月21日から施行する。

この改正は、平成25年1月19日から施行する。

この改正は、平成26年1月11日から施行する。

この改正は、平成27年1月19日から施行する。

この改正は、令和2年2月9日から施行する。

この改正は、令和7年2月15日から施行する。